

つづ(平成30年10月)

給付型奨学金の差押禁止について

- 受給者が過去の債務のために学資支給金の受給権を差し押さえられたり、融資を受ける等の一時的な利益のために長期間にわたる学資支給金の支給を受ける権利を失うことで、経済的事情により進学を断念せざるを得ない者の高等教育への進学を後押しするという学資支給金の趣旨が没却されることのないよう、学資支給金を確実に受給権者に帰属させることが必要であることから、独立行政法人日本学生支援機構法において、受給権の保護にかかる規定が置かれている。

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）（抄）

（受給権の保護）

第十七条の五 学資支給金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

- 貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐため、どんなに貧しい家庭に育っても、意欲さえあれば専修学校、大学に進学できるようにするために、2020年度より給付型奨学金の大幅拡充が行われるところ、学資支給金を確実に受給権者に帰属させる必要性に変わりは無く、引き続き受給権の保護にかかる規定を置くこととしたい。

給付型奨学金の創設に伴う受給権の保護（差押の禁止等）について

【税制改正要望の趣旨】

給付型奨学金は、経済的に困難な状況にある学生に対して学資金の支給を行うことで修学にかかる経済的負担の軽減を図るものであるため、独立行政法人日本学生支援機構法を改正し、受給権の保護にかかる規定を設けることで、奨学金がその目的のために使用されることを確保することとしたい。

【規定の内容】

給付型奨学金の受給権が一身専属的であって、譲り渡したり、担保に供したり、又は差し押さえることができないことを定めることにより、給付された奨学金が経済的に困難な状況にある学生の修学にかかる負担感を軽減するという趣旨に沿って適切に用いられるよう、必要な規定を置くこととしたい。

本条を規定した場合には、給付型奨学金の支給を受ける権利を譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえても無効となる。なお、この差押は、民事執行法上の差押のみではなく、国税徴収法上の差押についても禁止されるものと考えている。